

## 保育所入所継続処理関係書類の所在不明について

### 1 概要

保育所に入所している児童の入所継続手続(提出書類の確認、不足書類の提出依頼等)については、平成17年度から継続事務センターで一括処理をしております。

平成20年度継続入所される港南区にお住まいのA様から提出していただいた書類の一部が、継続事務センターでの事務処理中に所在不明になっていることが判明しました。

現在、書類の所在について調査をしています。

### 2 所在不明の書類

A様の源泉徴収票 1通

### 3 経過

1月中旬 A様がB保育所に「保育所入所継続袋」(保育所入所を継続する児童の書類を提出するための袋)を提出。その際、提出書類に「平成19年分源泉徴収票」ではなく「平成18年分源泉徴収票」を添付。

1月28日 B保育所が継続入所を希望される保護者から提出された全ての継続袋(該当児童分含む)を港南区役所へ提出。

1月31日 港南区役所から継続袋(14園分)を開封せずに、継続事務センターへ送付。

2月14日 継続事務センターでは、平成20年度に向けた入所継続の事務処理には「平成19年分源泉徴収票」が必要なため、A様に「平成18年分源泉徴収票」を返送するとともに、「平成19年分源泉徴収票」の提出を依頼。

2月21日 A様は継続事務センター宛の返信用封筒に「平成19年分源泉徴収票」封入し送付。

2月22日 継続事務センターがA様からの返信用封筒を受理。

(受理後、保育所ごとに封筒を分け、返送された書類の確認作業を行うことが事務の流れとなるが、確認作業を行った記録なし)

3月14日 継続事務センターで、港南区分の事務処理が終了し、区役所へ送付。

(継続事務センターは繁忙期に臨時に開設しているため、この日に撤収。)

3月21日 ・区サービス課が、A様の「平成19年分源泉徴収票」がないので、A様に「平成19年分源泉徴収票」の提出を求めたところ、A様は継続事務センターに送付したと回答。

・区は、書類の所在確認の調査を開始。

・こども青少年局は、継続事務センターでの事務処理の状況を委託業者へ確認。

3月26日 事務処理センターで処理をした港南区の継続入所児童全員のファイルを調査したが、源泉徴収票を発見できなかったため、こども青少年局からA様に書類の紛失について謝罪するとともに、現在、書類の所在について調査継続中であることを伝えた。

### 4 記載されていた個人情報

A様の氏名、住所、支払金額・源泉徴収税額等

給与支払者の住所、氏名または名称

## 5 原因

事務作業中に、誤って他の児童の継続袋に混入した可能性もありますが、所在不明の原因については特定できませんでした。

## 6 今後の対応

### (1) A様への対応

源泉徴収表の写しをご提出いただくことにより、継続手続き上は問題ありません。

### (2) 書類の所在調査

継続事務センターで処理をした継続入所児童全員(港南区以外の区)のファイルについて、書類の混入がないか現在確認をしています。

### (3) 再発防止策

保育所入所継続に関する事務処理の方法について、局及び区において問題点を洗い出し、事務の改善を図ります。

また、継続事務を業者に委託実施する場合には、受託業者に対し個人情報を取り扱っていることの重要性を周知し、書類の取り扱いに注意するよう指導を徹底します。

<参考> 平成19年度保育所入所継続事務センター実施状況について

### 1. 事務センター設置期間

平成20年1月25日(金)から平成20年3月14日(金)

### 2. 設置場所

関内駅前第2ビル 6C 会議室

### 3. 受託業者

横浜市中区北本町4丁目43番地セボン関内第二ビル  
株式会社 アローメイツ 代表取締役社長 鈴木 之昌

### 4. 事務センターでの事務処理件数

26,675件(うち港南区分 1,912件)

### 5. 事務センターの業務

- (1) 提出書類の確認
- (2) 不足書類の提出依頼
- (3) 書類の審査
- (4) 保育料の計算
- (5) 確認した情報の記録

<継続事務フロー図>

